



規制緩和と規律なき融資業務  
—過去の金融危機の一つの共通側面

主任研究員 須藤 秀夫

アジア危機の要因の一つとして、金融機関のリスク管理の弱さが指摘されている。これは必ずしもアジア危機だけの特性ではなく、世界の他地域で過去に発生した金融危機の背景要因と共通した問題と思われる。いずれの場合も(a)金融機関の活動範囲(業量ないし業務分野)の拡大につながる規制緩和策が先行して実施され、これに対応して、(b)金融機関が規律のない融資業務を急拡大したために破綻し、金融危機に至った例が見られる。

1997年7月にアジア通貨危機に見舞われたタイ。(a)内外資本移動の規制緩和が行われ、93年にオフショア市場(BIBF)が創設された。この市場から流入した短期外貨資金が、銀行のほかノンバンクにも大量に流入した。その資金を元に、(b)銀行は資金使途も十分にチェックしないまま関連企業等に融資を供与し、それが土地等の投機に使われた。ノンバンクもリスク管理不在のまま積極的にリスクな不動産向け融資等を行い、同融資の残高は92年の1,279億バーツから96年の3,628億バーツへと4年間で3倍となった。同国バブル崩壊の後、バーツ切り下げによる外貨債務の負担増も加わって、不良債権は与信残高の46%(98年12月)にも上った。

次に、やや古い話だが、米国S&L(貯蓄金融機関)。(a)82年に保険対象の預金の金利が自由化されるとともに、株式、ジャンクボンド、商業用不動産等への運用が解禁された。これを受けて、(b)S&Lは高金利の提示によって預金を集めることができ、運用サイドでは堰を切ったように、与信審査などリスク管理の体制も整えないまま、こうしたリスク商品に投融資し始めた。S&L業界の総資産は、80年の5,800億ドルから88年の1.25兆ドルまで年間10%以上の急拡大ぶりであった。結果、80年代半ばにS&L危機(第2次)となった。

続いて、90年代前半に金融危機に追い込まれた北欧のスウェーデン(1990-93危機)とフィンランド(1991-94)。スウェーデンでは、(a)85年に貸出量規制の撤廃等が実施された。これを受けて、(b)銀行はリスクの高い商業用不動産向けに競って貸出を行い、また不動産関連与信に傾倒していた金融会社向け与信を盛んに行った。フィンランドでは、(a)86-87年における貸出額のガイドライン撤廃等が行われた。これに対応して、(b)銀行経営者はリスク分析よりシェア拡大に目を奪われ、不動産等に集中して積極的に貸出を

行った。銀行貸出の年間伸び率を見ると、スウェーデンでは85～90年に10%超、フィンランドでも86～90年に10%超と、両国とも名目GDPの成長率の2倍もの速さで銀行貸出が伸びて行った。

最後に、日本の住専。住宅ローン専門の金融機関として設立されたが、母体行の住宅金融への進出によって、やむなく80年頃からリスクの高い事業向け不動産貸出に傾斜していった。同貸出の残高は80年の1,500億円弱から90年には9兆7,000億円へと10年間で65倍にも膨張した。さらに、(a)住専は90年代初めの不動産融資に対する総量規制の対象外となり、農林系統金融機関から住専への資金流入も三業種規制の対象外となった(上述の外国のパターンとは異なるが、規制緩和の一種と見れる)。(b)住専は引続き審査能力向上を図らぬまま、また無審査同然で多くの案件を採上げ事業向け不動産貸出をさらに増大させた。バブル崩壊の結果、住専7社の損失総額は6兆円超(95年夏時点)に達した。

以上、いくつかの金融危機の例を見てきた。規制緩和によって活動範囲が広がった場合、各金融機関において規律あるリスク管理を踏まえた地に足のついた事業体制で臨まないと、組織として「暴走」し破綻してしまふことがありえるということである。今ではリスク資産に見合った資本充実を求めるBIS規制に加えて、各国金融機関のリスク管理の意識も強くなっているため、上述のような危機の可能性は小さくなっていると思われるが、こうした過去の破綻と危機の教訓は十分忘れないでおきたいものである。

(注) 同プランは2つの段階に分かれて既に終了したことになるが、国債の受渡インフラ、債権の流通市場の整備、課税方法の見直し、レポ市場の振興等そこで挙げられたテーマの多くには具体化が必要なものが多い。

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しく願い申し上げます。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2001 Institute for International Monetary Affairs (財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: 3-2, Nihombashi Hongokucho 1-Chome, Chuo-ku, Tokyo 103-0021, Japan

Telephone: 81-3-3245-6934, Facsimile: 81-3-3231-5422

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町 1-3-2

電話：03-3245-6934 (代) ファックス：03-3231-5422

e-mail: [admin@iima.or.jp](mailto:admin@iima.or.jp)

URL: <http://www.iima.or.jp>